

令和 6 年 2 月 28 日

陳 述 書

東京高等裁判所第 1 4 民事部イ (二) C 係 御中

警視庁 [redacted] 警察署  
[redacted]

1 はじめに

私は、警視庁 [redacted] (以下「[redacted]」といいます。) で勤務していた当時、本件の国家賠償請求訴訟 (以下「本件訴訟」といいます。) の相手方である大川原化工機株式会社 (以下「原告会社」といいます。)、大川原正明氏 (以下「大川原氏」といいます。)、相嶋静夫氏 (以下「亡相嶋氏」といいます。) 及び島田順司氏 (以下「島田氏」といいます。) を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件 (以下「本件事件」といいます。) につき、平成 30 年 10 月 3 日に原告会社の関係各所の搜索差押えが実施された頃から捜査に従事し、原告会社の社員からの聴取や亡相嶋氏の取調べなどを担当しました。

本件訴訟の一審東京地方裁判所の判決 (以下「一審判決」といいます。) において、亡相嶋氏は、平成 31 年 1 月 28 日頃の取調べにおいて、取調官である私に対し、噴霧乾燥器の「マンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等」極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできないと伝えたとの判断がされたと聞きましたが、事実に反する認定ですので、当時の取調べの状況等につきお話しします。

2 亡相嶋氏の取調べについて

(1) 亡相嶋氏の取調べは、当初、亡相嶋氏の居住地である [redacted] に所在するホテルで行いました。

私は、亡相嶋氏の取調べに先立って各種資料に目を通し、亡相嶋氏が原告会社の噴霧乾燥器の輸出許可申請に関する該当・非該当の線引きに関与し、輸出規制開始前に経済産業省や一般財団法人安全保障貿易情報センター (C I S T E C と呼ばれており、輸出管理に関する調査研究等を行っている団体です。) ともやり取りをしていたとの

情報があり、原告会社の輸出管理に関して大川原氏や島田氏と共に会社の方針を決定した人物であるとの嫌疑があることを確認しました。

(2) まず、平成31年1月28日までの亡相嶋氏に対する取調べ状況についてお話しします。

私は、同日までの間、1月15日、1月16日、1月24日、1月25日の計4日、■■■■の■■■■ 巡査部長（以下「■■■■ 巡査部長」といいます。）及び■■■■ 巡査長（以下「■■■■ 巡査長」といいます。）を補助者として、亡相嶋氏の取調べを行いました。

その際の亡相嶋氏の供述は、

- 噴霧乾燥器の輸出規制が開始される前後は原告会社を退職する頃で、あまり輸出規制に関わっていない。
- 輸出規制が開始される前に、規制要件に「殺菌」が入ると他国に比べて広範囲の規制になり一般輸出に大きな影響が出るため、経済産業省やシステックの職員と話し合いをした。その後、規制要件の「殺菌」に定義が入っていないことが分かり、島田氏に経済産業省に対して「殺菌」の意味や解釈を確認するよう伝えた。
- 島田氏は当然「殺菌」について確認した上で原告会社の噴霧乾燥器が輸出規制要件に該当しないとして輸出しているものと思っていた。
- 本件事件の捜査を受けたことで、原告会社が輸出規制の確認を怠っていたことを知り、結果的に全ての噴霧乾燥器を規制要件に該当しないと判定していたことを知った。
- 原告会社の噴霧乾燥器が輸出規制要件に該当しないと決めたのは大川原氏と島田氏である。

というものであり、亡相嶋氏自身は輸出規制に深く関与していない旨を主張されていました。

また、亡相嶋氏は、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」といいます。）2条の2第2項5号の2ハに規定されている「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」（以下「本件要件ハ」といいます。）に関し、

- 生物化学兵器を作る機械に対する規制であり、対象となるのは大腸菌ではなく炭疽菌といった芽胞形成菌であり、芽胞形成菌を殺菌するには乾熱だと200℃以上必要である。

○ ( ) で実際に噴霧乾燥器を使用して乾熱実験を行った旨申し向けたところ) 実際に菌を噴霧乾燥器に入れて実験を行っていないのか。実際に菌を入れて実験をしなければ殺菌できたかどうかは分からない。

○ 噴霧乾燥器内部を乾熱で殺菌することは、死ぬ気でやればできるが、菌が漏れ出るし、壊れてしまうから無理である。

などと、規制対象となる細菌の種類や実験の方法、噴霧乾燥器で生物兵器を製造しても漏れた細菌に感染することや、乾熱殺菌では噴霧乾燥器が壊れてしまうため生物兵器は製造できないということに強くこだわる主張をしていましたが、この際、噴霧乾燥器内部の特定の箇所の温度が低くなるという供述はしていませんでした。

(3) 亡相嶋氏が平成31年1月28日に大川原氏や島田氏等に送信したメール(以下「本件メール」といいます。)には、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座および導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌は出来ない」ということを亡相嶋氏が取調官である私に話したという旨の記載がありますが、亡相嶋氏が私にそのような指摘をしたことはありませんでした。

亡相嶋氏は、確かに「マンホール」という用語を用い、原告会社の噴霧乾燥器には「マンホール」があるから、乾熱殺菌は無理であるという供述をしていましたが、「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」、「導圧管」というものは、用語そのものを聞いていませんので、私自身、今でも噴霧乾燥器のどの部位のことであるのか分かりません。

もし、当時、亡相嶋氏がこれらの用語を用い、これらの箇所の温度が極端に上がらないという供述をしていれば、私は、それらの箇所はどこにあるのか、なぜ温度が低くなるといえるのか、実験をしたことはあるのか、その結果はどうだったのかなど、詳細に聴取しているはずですし、どの箇所の温度が低くなるかという点は、噴霧乾燥器が殺菌性能を有するか否かに直結する事柄ですので、取調べ後に作成したメモ(以下「取調べメモ」といいます。)や供述調書に残すはずですが、当時の取調べメモや供述調書に記載はありませんでした。

また、私が作成した取調べメモの内容については、取調べに立ち会った( ) 巡査部長と( ) 巡査長も必ず確認していたところ、当時、亡相嶋氏が一審判決がというような供述をしていたのであれば、( ) 巡査部長と( ) 巡査長からも指摘を受けていたはずですが、そのような指摘はありませんでした。

一方、「マンホール」については、これがどういったものか分からなかったので、亡相嶋氏に尋ねたところ、亡相嶋氏は、「マンホール」は噴霧乾燥器の乾燥室に設置

されている扉の部分であり、乾熱殺菌であればマンホール周辺のパッキンの部分に付着した細菌は死滅せず、開けた途端に細菌に感染するから殺菌することは無理である旨を供述しましたが、「マンホール」の温度が低くなるといった趣旨の供述はしていませんでした。

また、私は、取調べの中で、亡相嶋氏に対し、噴霧乾燥器の内部で最も温度が低くなる場所はどこかといった質問はしていないと記憶していますが、それは、亡相嶋氏が現場の仕事から離れていたことや、当時原告会社の噴霧乾燥器の設計や製造に携わっている複数の社員からの聴取が行われていたこと、亡相嶋氏に対する取調べは、原告会社が噴霧乾燥器の無許可輸出を繰り返していたことにどの程度関与していたか、本件要件ハ該当性の認識、確定的な故意や未必の故意があったかなどの認識面を明らかにすることに重点を置いていたことなどから、特に尋ねなかったのではないかと思います。

(4) 亡相嶋氏の本件要件ハの解釈に関する供述についてお話しします。

亡相嶋氏は、「滅菌」とは全ての菌種（本件省令に列挙されている全ての種類の細菌のこと）を死滅させることであるが、「殺菌」は一般論の「殺菌」では幅広くなってしまう、菌を一部でも（1%でも）殺せれば「殺菌」といってしまうこともあるため、どの細菌を対象とするのか、当該細菌を何%殺さなければならないのかという定義付けを経済産業省がしなければならなかったという話をしていました。

このため、私は、亡相嶋氏に対し、本件要件ハの「殺菌」とは、本件省令に列挙されている細菌（腸管出血性大腸菌等）のうち特定の細菌を死滅させることであるという経済産業省の解釈を何度も説明しましたが（この際、本件省令や、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の経済産業省の解釈が記載された「輸出貿易管理令の運用について」を見せて説明しています。）、亡相嶋氏は、私の説明に理解を示さず、「殺菌」は特定の細菌を殺すことを意味するのではなく、本件省令に列挙された芽胞形成菌を含めたほとんどの菌を死滅させなければならないものであると主張していました。

(5) このほか、本件訴訟において、                    警部補が、私が                    警部に対して本件メールと同じ趣旨の内容の報告をしているのを聞いた旨証言したと聞きましたが、そのような事実は一切ありません。

私は、亡相嶋氏の供述要旨について、上司である                    警部に報告したり、捜査会議で報告していましたが、これらの報告の際には、取調べメモの写しにマーカーを

引き、その部分の報告や説明をしており、取調べメモに記載されていないことを報告したことはありません。

### 3 おわりに

以上が、亡相嶋氏に対する取調べの状況等です。

亡相嶋氏は、取調べの中で、「マンホール」という箇所についての話はしていましたが、「覗き窓」、「温度計座」、「差圧計座」及び「導圧管」という用語を用いて、これらの箇所の温度が極端に低いということを述べたことはありませんでした。